

# まつもとほうじん

平成30年  
(2018年) 10月号  
第525号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス [hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp](mailto:hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp)

## 松本法人会部会紹介シリーズ



人気観光地の聖高原(写真左:麻績村)やパワースポットとしても有名な修那羅峠石神仏群(写真右:筑北村)など見どころいっぱい筑北部会!

### - 主な記事 -

- 税務ポイント..... 2頁
- 皆さんこんにちは・山本将志氏..... 3頁
- 頑張ってます・荒井美恵子さん..... 3頁
- 労務レポート..... 4頁
- 部会紹介シリーズ 行ってきました!筑北部会... 5頁
- 「エコノミークラス症候群」の発症が広がり、  
様々な呼び方が..... 6~7頁
- 重量物対策は、働き方改革の基本中の基本..... 7頁
- 青年部・女性部コーナー..... 8頁
- 法人会研修会テキストのご紹介..... 9頁
- 会員福利厚生制度PR..... 10頁
- 10月の予定、やまびこ運動ご協力をお願い他... 11頁
- インフォメーションコーナー、  
地区トピックス、川柳コーナー、あとがき... 12頁
- 松本法人会“やまびこ運動”ご協力をお願い... 付録
- 時局講演会(11/16)のご案内..... 付録

第19回

## 行ってきました! ~筑北部会~

松本法人会最北端に位置する筑北部会は、東筑摩郡筑北村と麻績村を該当エリアとする部会です。松本市と長野市の中間に位置し、古くから交通の要衝として栄えたこの地域は、表紙写真に掲載した修那羅(しよなら)山安宮神社石神仏群(筑北村)等の歴史的文化財や、聖高原(麻績村)等の四季折々の美しさを持つ大自然といった数々の魅力にあふれています。  
(中山英也編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室<sup>127</sup>〕

## 国際観光旅客税の創設

**Q**：国際観光旅客税が創設されましたが、どんな税制度なのか教えてください。

**A**：1．国際観光旅客税の概要

平成31年1月7日以降、日本から出国する方を対象に「国際観光旅客税」が導入されます。

今後さらに増加する観光需要を踏まえ、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために創設されました。

「国際観光旅客税」は原則として、船舶又は航空会社（特別徴収義務者<sup>1</sup>）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等<sup>2</sup>）から出国1回につき1,000円を徴収し、これを国に納付するものです。

### 1 特別徴収義務者とは

国際旅客運送事業を営む者をいいます。特別徴収義務者は国際観光旅客等が国際船舶等に乗船又は搭乗する時までに「国際観光旅客税」を当該国際観光旅客等から徴収し、当該国際観光旅客等が出国する月の翌々月末日までに納税地を所轄する税務署又は税関に納付する必要があります。

### 2 国際観光旅客等とは

出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けて日本から出国する観光旅客その他の者（航空機により日本を経由して外国に赴く旅客（24時間以内に出国する者は非課税）等のことをいい、「観光旅客その他の者」には、観光旅客のほか、ビジネス、公務、就業、留学、医療などの目的で出国する者も対象に含まれます。

## 2．課税されない対象者

不課税	①船舶又は航空機の乗員 ②強制退去者等 ③政府専用機等により出国する者 ④出国後、天候その他やむを得ない理由により外国に寄港することなく本邦に帰ってきた者
非課税	⑤乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者） ⑥天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乘船又は搭乗していた者 ⑦2歳未満の者

免除	⑧日本に派遣された外交官、領事官等（公用の場合に限る） ⑨国賓その他これに準ずる者 ⑩合衆国軍隊の構成員及び国連軍の構成員等（公用の場合に限る）（注）⑧、⑨は相互主義による。
----	--

## 3．税制導入より前に運送契約を締結した場合

「国際観光旅客税」が導入される平成31年1月7日より前に締結された運送契約により出国する場合は、原則として「国際観光旅客税」は課されません。

ただし、平成31年1月7日より前に締結された運送契約による出国であっても、次のような場合は「国際観光旅客税」が課されます。

運送契約締結（航空券の発券等）の際に、出国日を決めておらず（いわゆるオープンチケットや回数券）平成31年1月7日以後に出国日を定める場合  
平成31年1月7日以後に出国日を変更する場合  
例えば、航空券が発券された（運送契約の締結）際に、出国日を平成31年1月10日としていたが、平成31年1月8日に運送契約を変更し、出国日を平成31年1月11日とした場合等

運送契約の締結の際に、約款等において運賃とは別に「国際観光旅客税」を徴収する旨の定めがある場合

なお、「平成31年1月7日より前に締結された運送契約」に該当するかどうかは、国際観光旅客等と国際旅客運送事業を営むものとの間で運送契約が成立した日を基準に判断します。国際観光旅客等と旅行会社との間で締結した旅行契約の契約日とは異なる場合がありますのでご注意ください。

## 4．国際観光旅客税の使いみち

税収は次の3つの分野に活用されます。

ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備  
日本の多様な魅力に関する情報の入手の容易化  
地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等

### 【参 考】2017年の出入国者数

2017年の訪日外国人旅行者数は2,869万人（出典；日本政府観光局「訪日外客数」）、日本人海外旅行者数は1,789万人（出典；法務省入国管理局「日本人出国者数」）と発表されています。従いまして、出国者の合計は4,658万人となり、「国際観光旅客税」の税収規模は昨年ベースで換算すると465億8千万円となります。

（税制委員会：忠地祐一、川窪光弘、赤羽博樹  
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）



皆さん  
こんにちは♪

株大 商  
松本市新村  
代表取締役社長 山本 将志 氏

### 『つながりを大切に』

松本市新村的株大商の山本将志社長にお話を伺いました。大商様は昭和54年に長野市と松本市に同時に営業所を構え事業をスタート。長野市に本

社を置き、松本支店と合わせ2拠点で自動車のタイヤや用品の卸・販売を手掛けています。2007年には松本支店を新築、また2009年には創業者である父親から息子へと、将志社長が39歳の時に代替わりされました。以来、2代目として父親の教えや会社の風土を基に堅実なる会社経営に取り組んでいらっしゃいます。会社の中は若いスタッフに溢れ、若い山本社長のもと元気な会社という雰囲気です。

山本将志社長は高校卒業後、自動車販売の仕事に従事、その後22歳で大商様に入社。経営者のご子息ではあるものの、タイヤの配達など現場作業や営業現場の最前線で働き、その後父親から社長のバトンを預けられたということでした。

「仕事ではあまり口うるさいことを言わない父親で自由に仕事ができる。その分自分の責任も重く、とにかく必死でした」  
「社長になる前に会社の仲間と汗水垂らして働いてきたので、社長就任した後もスムーズに社長交代ができました」とのこと。後継者育成に悩む経営者にはとても参考になるお話を聞くことができました。

(北原修編集委員)



頑張ってます!!

『お客様のお役に立てるように』

八十二銀行 明科支店  
安曇野市明科

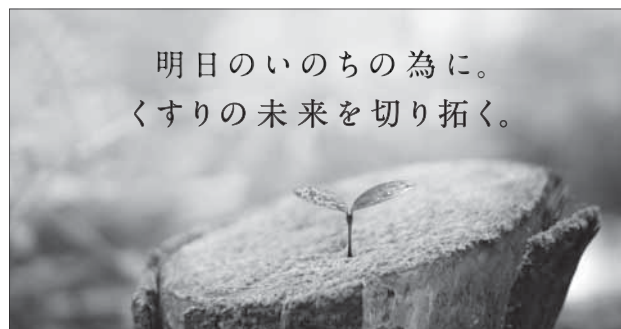
荒井 美恵子さん

安曇野市明科地区、東筑摩郡生坂村、筑北村、麻績村を営業エリアにされております八十二銀行明科支店にお勤めの荒井美恵子さんにお話を伺いました。

荒井さんは八十二銀行に入行以来、主に個人部門を担当されてきたそうですが、現在は法人部門を担当されています。銀行でのお仕事についてお伺いすると「個人のお客様にとって銀行は、預金以外では住宅ローンや退職金など特別な時にしか利用する機会がなく、どこか“敷居が高い”というイメージをお持ちの方が多かったので、身近な存在として感じてもらえるよう心掛けていました。法人のお客様の中には何十年にも渡って何人もの担当者がお世話になっている会社もあります。今までの信頼関係を基礎に現担当者として今何ができるのか、社長様やその奥様にも頻繁にお会いし勉強させていただいております。融資や事業承継など様々な面で少しでもお客様のお役に立てるよう頑張っています。」とお話いただきました。

プライベートでは3人のお子様のお母さんとして本当に忙しい毎日をお過ごしですが、たまの家族旅行が大切なリフレッシュになっているそうです。  
(中山英也編集委員)

さあ！ネットで申告・納税  
イータックス (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)



明日のいのちの為に。  
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、  
創薬研究開発型企業です。

# KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

## 労務レポート

# 「働き方改革（労働時間管理）と就業規則につきまして」

社会保険労務士 高砂 礼次



前回の労務レポートで、「働き方改革」を進める上で考えていただきたいポイントとして労働時間削減、協力体制構築、若者の職場離れ対策、働き甲斐のある職場作りの4つのポイントをお伝えいたしました。今回はその中にもございました「労働時間」というポイントを意識しながら、自社の就業規則について今一度お考えいただければと思います。

働き方改革を進めるうえで、自社の就業規則の在り方をこれからどのようにしていくのが良いのでしょうか。元来、就業規則には労働条件、働く人の権利、職場での義務等、様々な規則が規定されています。経営サイドとしては、時代の変化に合わせて就業規則の見直しを定期的に行うことで、経営上の障壁となる労働リスクを事前に把握し対策を準備することで、リスクの回避、又はリスクが発生しても損失を最小限にしておくことが可能となります。

そもそも、就業規則の役割には法律が考えているものと、経営サイドが求めているものの二つの見方がございます。

### 1. 法律が考えている就業規則の役割

一定規模以上の会社には就業規則の作成義務があり、その中には法定記載事項を定めること、労働基準監督署への届け出が必要であり、法に抵触している時には変更命令が出されること等が定められています。そして就業規則を労働者に周知をすることで労基法の保護規定（労働者の権利）を事業場において現実的に実施させる役割を有しています。

### 2. 経営者が求める就業規則の役割

効率的で合理的な企業経営を行う為には統一した職場規律が必要になります。その為、労働者が遵守すべき義務を職場ルールとして整備していきます。つまり権利ばかりではなく、義務をきちんと明記していくことが重要です。

労働者と経営サイドが有する権利と義務、この2つを繋ぐのが労働契約です。企業は経営目標を達成するために報酬を払い労働者を雇います。お金を払って労働者に時間を提供してもらっています。つまり就業規則で定めた始業時間から終業時間までは会社のものということになります。この原理原則を定めた労基法第32条の規定では1週間40時間、1日8時間といういわゆる「法定労働時間」が示されています。これを超え

て働かせてはいけないという禁止義務を会社に課しているのです。一方、就業規則などに記載されている始業時間から終業時間までの時間から休憩時間を差し引いた時間、つまり労働者が働かなければならない時間を「所定労働時間」といいます。従いまして、法定労働時間はこれを超えて労働させてはいけないという使用者への義務になりますし、所定労働時間は就業時間内は職務に専念しなければならないという労働者への義務になります。この2つの立場を調整するのが「労働時間管理」です。

今後、働き方改革が進んでいく中、様々な関連法令の改正が予定されており、それに伴う新たな経営リスクの発生にも注意が必要であり経営者の皆様には対応が求められます。労働時間管理一つとっても、今後予定されている労働基準法の改正は次の通りでございます。

#### 1：時間外労働の上限規制

施行・2020年4月1日

#### 2：時間外労働の上限規制の猶予措置の廃止（自動車運転業務、建設業）

施行・2024年4月1日

#### 3：年休5日の取得義務化

施行・2019年4月1日

#### 4：3か月単位のフレックスタイム制

施行・2019年4月1日

#### 5：高度プロフェッショナル制度創設

施行・2019年4月1日

#### 6：中小企業における月60時間超の時間外割増賃金50%以上とするものの猶予措置の廃止

施行・2023年4月1日

その他、労働安全衛生法に関する労働者の健康確保、同一労働同一賃金等への対応など、経営者の皆さんが認識しておいていただきたいポイントはございます。こうした問題に対応するのがそれぞれの企業の就業規則になりますので、一度作って安心するのではなく、こうした変化に合わせて随時見直しをしていくことをお奨めさせていただきます。

次回からは、働き方改革と並行して、今盛んに世間で言われている、「ハラスメント・メンタルヘルス」に係るリーダー・管理職教育について、2回にわたりお伝えしたいと思います。

高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10 TEL・FAX 0263-54-2690

松本法人会  
部会紹介  
シリーズ

第19回 行ってきました! 筑北部会

～ 大自然・歴史的文化財に囲まれて～

筑北部会は筑北村（平成17年に本城村・坂北村・坂井村の合併により誕生）と麻績村により構成されています。地勢的には松本市と長野市の間に位置し、古くから交通の要衝であり、現在もJR篠ノ井線、長野自動車道、国道403号線・143号線が通り、松本、安曇野、長野、上田などの地域にアクセスしやすい環境です。



様々な魅

力あふれる地域ですが今回は表紙でも取り上げました二つのスポットをご紹介します。まず、麻績村にございます聖高原ですが犀川と千曲川の間にある聖山の麓になだらかに広がる高原で、美しいカラマツや白樺林の中には大勢の釣り人で賑



わう聖湖や家族で楽しめる人気のキャンプ場やスキー場がございません。スキー場では夏場もリフトを使って三峯山山頂ま

で気軽にいく事が可能で、山頂からは360度美しい「山国信州」をご覧いただけるでしょう。

続いて筑北村の歴史的文化財としてご紹介する

のが、坂井地区にございます修那羅山安宮神社の石神仏群です。船窪山に鎮座する安宮神社は江戸時代、最後の



修験者であった修那羅大天武により開かれたとされています。境内(山中)には800を超える石神仏・石造物があり、いわゆる仏様から、農業の神様や養蚕の神様など、当時の人々の暮らしにかかわりの深い願いが込められた石神仏を見る事が出来ます。山深い神社境内の凜とした空気、数々の樹木の中、バラエティに富んだ石神仏に囲まれた時、神秘的な何かを感じる方も多く、近年はパワースポットとしても人気ですので興味をお持ちの方は足を運んでみたらいかがでしょうか。

(中山英也編集委員)

筑北部会

該当エリア：東筑摩郡筑北村・麻績村

会員数：30社

部会長：関川 光寿 氏 (株関川組)

部会長より：会員企業の皆様にご協力をいただきながら部会活動を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。これからの季節は美しい紅葉やおいしい農産物がどんどん出てきますので、是非お越しく下さい。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

# 「エコノミークラス症候群」の発症が広がり、様々な呼び方が

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

## 「ロングフライト症候群」や「旅行者血栓症」も同じ病名

この病気は、飛行機で狭いシートのエコノミークラスに長時間座ると、目的地に着いた時に体調を悪くし、場合によると死に至ることもあると、警告されてきました。日本で一躍クローズアップされたのは、サッカーの元日本代表で、Jリーグの得点王に輝いたこともある高原直泰選手が2002年、フランス遠征から帰国した直後に緊急入院したからでした。

医学的な説明をすると、窮屈な姿勢で長くいると脚部の血流が悪くなり、足の奥深い静脈に血の塊ができる「深部静脈血栓症」になります。軽症であれば太ももにむくみができる程度で済みますが、怖いのはその血栓が心臓を経由して肺に飛ぶことです。肺の血管が詰まって、「急性肺血栓塞栓症」とか「急性肺動脈血栓塞栓症」とかの病名がつき、呼吸困難から心肺停止、死亡へと進む確率が高くなります。深部静脈血栓症の延長なので、2つ合わせて「静脈血栓塞栓症」とも言います。

次に症候群とは、医学上は「同時に起こる一群の症状」とされていますが、これを英語のシンドロームにすると社会現象として頻繁に使われる言葉です。従ってエコノミークラス症候群も、言葉の綾で人を引きつけ、分かりやすく注意を促しているとも言えます。実はこの病気は、エコノミークラスだけでなく、ビジネスクラスでもファーストクラスでも起きていました。高原選手もビジネスクラスに乗り、フランスの空港では軽い胸痛だったのに、帰国して2日後に激痛に転じたそうです。

エコノミークラスを使ったことについて日本旅行医学会は、意表を突く言葉で病気の恐ろしさを周知させたと、高く評価しました。その上で、ネーミングとしては実態に即した「ロングフライト症候群」がより適切、との見解を示しています。

また、この病気は飛行機だけで発症するものではありません。長い時間にわたって乗車する夜行列車や費用が安いので重宝されている長距離深夜バスでも起きています。そこで乗り物よりも人間

をメインにすべきと、「旅行者血栓症」とも呼ばれています。これだけ沢山の名前を持つ病気はまずありません。

## 災害地の避難所からオフィス、さらにスマホ夢中人間にも

大きな地震や豪雨の被害にあった地域では、学校の体育館や講堂などが避難所として使用されますが、そこで「エコノミー症候群」が多発していると、大きく報じられていることはご存じでしょう。こうした場合、エコノミークラスのクラスは通常カットされます。そして、広い室内で雑魚寝状態になるのを嫌い、マイカーを運動場に停め、そこで車中泊をする人たちにも同じ病気が発生しています。つまりこの病気は、不自由な姿勢で長時間いると、どこでも起きることを示しています。

このほか近年、強く警告されているのは一般のオフィスでの発症です。ほぼ全てのデスクにパソコンが配置され、同じ姿勢で画面と向き合うことが必然になったIT社会の宿命でしょうか。休憩時間を設けて軽い体操をさせる企業も多くなりましたが、重要な仕事も中断されるので、難しいところでは。さらに厄介なのは、ネットゲームやSNSに夢中になり、同じ姿勢でスマホを手放さない若者にも波及していることです。

脚部に血栓ができやすくなるのは、足の運動不足と乾燥が主たる原因とされています。ですから乗り物でもオフィスでも、こまめに足を動かし、水分の補給が大切なのです。飛行機ではトイレに立つと足の運動にもなるのですが、エコノミークラスの窓際や中央部の席に座ると、隣席の人に迷惑がかかると我慢をする人が多いので、そのこともネーミングに使われる理由になりました。国際線ではペットボトルの持ち込みに制限はありますが、ともかく知恵を絞って水を飲むべきです。

血栓のできやすい場所は、太ももの付け根と膝の裏側です。これはパソコン職場でも同じなので、できるだけその部分を重点にマッサージをすると予防に役立ちます。何よりも血栓が脚部にとどまり、肺に飛ばないように心がけること。初期症状

は軽い胸の痛みや動悸、呼吸困難、冷や汗などですから、違和感があれば専門医による速やかな治療が重要になります。

肺に飛び火することが知られてきて、死亡率は10万人あたり3人前後と際立って高くはありませんが、前段階の足に血栓のできる患者は年ごとに増加していると推定されています。「足は第2の脳」と呼ばれていることをご存じですか。脚部の筋力は、全身に血液を送る心臓のポンプ機能を補

助しているからです。普段から努めて足をいたわりましょう。

#### 【筆者紹介】

大谷克弥（おおたに・かつや）医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

## 重量物対策は、働き方改革の基本中の基本

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

### ◎重量物の搬送は人に頼らない

いま実際に企業で進んでいる働き方改革は、昭和50年代から始まった高齢者対策が契機となっている。定年延長の進め方とセットで、生産性が落ちるといわれる高齢者の能力をどうすれば十分に発揮してもらえるかが追求され、それが機器等の改善だけでなく、人事、賃金、能力開発、健康管理など総合的な改革に結びついていったからである。高齢者の生産性が落ちる根本的な問題は、重量物の取り扱いに現れる。人間の身体機能の衰えは、脚から始まるからである。いまでは高齢者のテクニカル・スキルを十分に発揮してもらうために、その支障となる重量物の搬送などには自動コンベアやハンドリング機器が導入されている。しかし、コンベアに重量物を載せたり、コンベアが途切れているその距離が短い場合に、ハンドリング機器の操作に時間がかかるため、ベテランの技能者などは手持ちで移動させてしまうことがある。長い経験で重量物の持ち方に慣れているからなのだが、そうした時には心拍数も高くなっていることが考えられるため注意が必要だ。

### ◎重量物とは何キロをいうのか、会社が決める

重量物の対策は、高齢者に限らず職場全体の生産性と健康についての基本的な問題にもかかわらず、意外になおざりにされている。重量物とは一体何キロの物をいうのか。手で持ち抱えられない物が重量物なのか。これまで取材した企業で重量物の規定をもっている企業は1社しかなかった。その自動車関連企業は、20キロ以上を重量物とし

て、それ以上の物は自動機を使用するように各職場に掲示している。人事担当者は「はじめはそれを意識する人は少なかったようですが、一度自動機を使うと手持ちはしなくなります」という。重量物の定義を会社がきちんと決めることが重要だ。

### ◎健康対策のちょっとした工夫

重大な健康障害が起きていなくても、加齢による筋力の低下などで腰痛を発症している人は多い。治療する時間もとれない。筋力を衰えさせない健康と体力管理を充実させられればいいが、中小企業では整備する余裕がないのが実情だ。そのため企業は様々な対策をとっているが、重電機の部品を製造している企業では、職場の通路の上方に鉄棒を渡し、従業員が仕事の合間にぶら下がるように工夫した。ただ、重量物の搬送を人に頼ることは止めたほうがよいが、運搬が職場から離脱することによるストレス発散効果があるというメリットもあるので、メンタルヘルスと合わせて考えながら、改革を進める必要がある。

#### 【筆者紹介】

長嶋俊三（ながしま・しゅんぞう）1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より（財）高齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊）『エージレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。

## 青年部コーナー

### 10月例会 ご案内

青年部10月例会を下記内容にて開催いたします。今回の例会ではビジネス等で、より良い人間関係を構築するのに重要な「接遇・マナー」について学んでいただきます。

- 日 時 10月23日(火) 18:30より
- 会 場 王滝会館(松本市中央1-5-18)
- 内 容 研修会「これからのKey Person様へ」  
接遇の役割とその力
- 講 師 マナーコーディネーター 小林さゆり氏  
(オフィスK-Style代表)
- 会 費 4,000円(懇親会費)
- お申込 事務局まで(☎0263-35-8080)

### 租税教育活動報告

9月20日、「租税教育担当者研修会(主催:長野県租税教育推進協議会)」が松本合同庁舎で開催され、廣田青年部長[株]パワーネット・フィールド]が模擬授業の講師役を担当しました。この研修会は中信地区で租税教育活動に携わる当会を含む関係協力団体や長野県、各市町村税務担当者などを対象に、租税教育の現状を伝えるとともに租税教室講師役の裾野を広げるために毎年開催されています。

租税教室開催数を増やしていくためには、講師役の人材を増やしていかなければなりません。そうした中、近年積極的に租税教室を開催しております当会青年部に講師役の依頼をいただくことになりました。青年部では地域の租税教育推進のためこれからも活動を続けてまいります。



## 女性部コーナー

### 10月例会 ご案内

本年度の女性部10月例会は「安曇野市役所本庁舎見学」を企画いたしました。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

- 日 時 10月18日(木) 10:30より
- 内 容 施設見学「安曇野市役所本庁舎」  
昼食会 「豊科ばんどこ」
- 会 費 1,500円(昼食会ご参加の方)
- お申込 事務局まで(☎0263-35-8080)

### 女性部からのお願い

児童養護施設「松本児童園」への  
寄贈物品ご提供のお願い

女性部では今年も地域社会貢献活動として、児童養護施設「松本児童園」への支援を計画しております。つきましては、園より希望がございました下記の物品につきまして会員の皆様からのご提供をお願い申し上げます。(11月末まで受付を予定しております)



ご提供いただけます場合は、当事務局まで物品をお届けいただくか、ご希望がございましたらお預かりに上がりますのでお気軽にお申し付けください。

タオル類(バスタオル・フェイスタオル) ペーパー類(ティッシュ・トイレトペーパー) ○シャンプー・リンス・コンディショナー

ご提供のお申出・お問合せは松本法人会事務局(電話 35-8080)までお願いいたします。

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



**部員募集中!!**

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!



## 法人会 研修会 テキストのご紹介

法人会では、主に税務に関するテーマを取り上げた冊子を作成し各種研修会などでお配りし、会員企業の皆さんにご活用いただいております。ご希望のものがございましたら松本法人会事務局（電話：0263-35-8080）までお問い合わせ下さい。テキストは全て無料です。郵送をご希望の場合、送料のご負担をお願いします。

### 1. -企業の税務コンプライアンス向上のために- 「自主点検チェックシート・ガイドブック」

決算説明会などで使用しているテキスト。法人会では企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しております。

「チェックシート」には、内部統制面・経理面における様々な確認事項が質問形式で掲載され、「ガイドブック」にはそれらに対する具体的な点検内容・解説が掲載されております。

#### 【主な内容（確認内容）】

- 社内統制（文書管理等）
- 貸借関係（資産科目、負債・資産科目等）
- 損益関係（各種科目別）

○その他（消費税・印紙税）

### 2. 「会社の決算・申告の実務」

決算説明会で使用しているテキスト。適正な法人税の申告をして頂くための手助けとなるよう、決算と申告に関する基本的に重要なテーマを分かりやすくまとめております。

#### 【主な内容】

- 決算申告事務の流れ
- 決算調整



正主要項目一覧

- 申告調整
- 特別な課税と税率
- 申告手続等
- 法人税申告書検討表
- 勘定科目別にみた源泉所得税のチェックポイント
- 消費税等の概要
- 平成30年度法人税関係の改

### 3. 「税制改正のあらまし」

決算説明会で使用しているテキスト。平成30年度税制改正のポイントを、主な税目別に解説しております。



#### 【主な内容】

- 法人税関係
- 相続・贈与税関係
- 所得税関係
- 消費税関係
- 地方税関係
- その他

### 4. 「新設法人のための会社の税金ガイドブック」

新設法人説明会で使用しているテキスト。新たに設立された法人を念頭に置き、特に法人税の基本的な仕組みについて、主要な項目ごとに簡単に説明しております。

#### 【主な内容】

- 会社のスタートはまず届出書の提出から
- 確定申告書の提出及び納付はいつまで
- 決算利益と所得金額との関係
- 中小法人のさまざまな優遇制度
- 交際費は全額損金不算入
- 売掛金等の債権が回収不能となったとき(貸倒損失)
- 消費税は預り金、小規模事業者には簡易な計算方法がある 等



AIG 損保

法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series

# 世界有数の地震国、日本！ いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、  
回避・低減の対策を！



プロパティガード  
**Property Guard**

## 法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

### 地震災害のリスクから会員企業をガードします！

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。  
2018年1月時点の内容です。

### AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20  
03-6848-8500  
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）  
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

松本支店

〒390-0814  
長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階  
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975  
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(B-152289 2020-01)

「消費税申告一声運動実施中」

## 10月の予定

2日広報委員会編集会議 3日税制委グループ会議  
5日厚生委員会、部会長と組織委員・厚生委員連絡会  
議 11日法人会全国大会(12日まで) 15日新設法人説  
明会 18日大規模法人税務研修会、女性部10月例会  
19日10月役員会 23日総務委員会、青年部10月例会  
24日研修委員会 25日決算説明会(松本会場) 26日

県連青年部合同例会 30日決算説明会(塩尻会場)  
31日青年部親睦例会

決算説明会(法人税・消費税/9月決算法人対象)  
松本会場 10月25日(木)午後2時より  
大同生命松本ビル1階会議室  
塩尻会場 10月30日(火)午後2時より  
市民交流センターえんぱーく4F 会議室401

## 大規模法人税務研修会のご案内

「大規模法人が留意すべき点  
(H30年度税制改正など)」

本年度も資本金5千万円以上の会員企業を主な対象  
とした右記税務研修会を企画いたしましたので、この  
機会にご参加いただきますようご案内申し上げます。

日 時 10月18日(木)午後2時~4時  
会 場 大同生命松本ビル1階 第一会議室  
講 師 松本税務署 担当官  
受講料 無料  
お申込 松本法人会事務局まで(TEL0263-35-8080)

資料・会場準備の都合上、参加希望の方は事前にお  
申込いただきますようお願い申し上げます。

今月号折込のオレンジ色の紙のチラシをご覧ください

あなたのお知り合いをご紹介ください!

“松本法人会 やまびこ運動” ご協力をお願い



## “やまびこ運動”とは

会員の皆様のお知り合いをご紹介いただき、法人会  
にご入会いただいていない方に当会から入会のお勧め  
をする運動です。

ご紹介先は当会加入の有無が不明な場合でも、お気  
軽に“いつでも”ご返信をお願いいたします。

今月号折込のオレンジ色のチラシ裏面に、ご紹介い  
ただけのお取引先やご友人等を記入いただき事務局ま  
で返信をお願いいたします。

法人会活動の輪をより一層広げていくために、皆様のご協力をお願い申し上げます。

## 平成30年度

## 時局講演会のお知らせ

先月からご案内の通り、  
毎年11月の「税を考える  
週間」にあわせて開催し  
ております時局講演会を、  
今年も開催いたします  
(税理士会松本支部との  
共催です)。

講師には女優の藤田弓  
子さんをお招きし「いつ  
も何かにときめいていよう」というテーマでお話をし  
ていただきます。入場は無料、ただし先着順でのお申



し込みとなります(定員400名)。今後、地域紙の広告  
などで一般の方にもご案内いたしますので、ご希望の  
方はお早めにお申し込みください!

## ～時局講演会～

【開催日】11月16日(金)  
【時 間】午後2時~3時30分(開場午後1時20分予  
定)  
【会 場】アルピコプラザホテル3階(松本市深志1-  
3-21)  
【講 師】藤田弓子氏(女優)  
【テーマ】「いつも何かにときめいていよう」  
【定 員】400名(先着順・入場整理券を送ります)  
【受講料】無料  
【お申込】本号チラシをFAXしてください

### インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

### (株)ネクセラ

## 3,000円でホームページ!?

お店の情報を、お店の言葉で発信する店舗情報サイト「店シル」ホームページに匹敵する情報掲載が、月額3,000円から



小売・飲食・専門・サービス・・・、店舗様ならすべて対象です  
動画もOK お気軽にお問い合わせください

株式会社ネクセラ

http://www.nexera.co.jp  
電話 080-6933-6664 メール toiawase@nexera.co.jp

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



## 松本市第二地区 「夏の盆踊り大会」



松本市第二地区の最大イベントは「夏の盆踊り大会」です。深志神社(天神)で毎年300名ほどの地域の皆様が参加されます。最近では地区活動が低迷していると聞きますが、おかげ様で第二地区はとても活発で、「更生保護」の観点から「子どもの教育」についての講演会も行いました。(北原修編集委員)

聞きますが、おかげ様で第二地区はとても活発で、「更生保護」の観点から「子どもの教育」についての講演会も行いました。(北原修編集委員)

中山英也  
北原 修

(本号編集委員)



「音楽の都」として認知されています。しかし実際に私達の生活に音楽が身近なのか、もっと市民参加型の音楽イベントや、音楽文化があるのではないかと、宮城県仙台市や福島県福島市に「市民による音楽祭」の視察に行ってきた。往復12時間の長旅でしたが、とても印象的でした。町中(商店街の道端)にステージがあり、アマチュア音楽家が楽しく演奏。どちらのイベントも聴衆者は無料です。東日本大震災を経験し、地域を元気にしたい」と地元経営者の有志の集まりにより、音楽祭は開催されています。今では全国から演奏するため、遠く九州から参加する方もいるそうです。別の団体ではありますが、私は現在「楽都・松本」に関するアンケートを実施しています。もし宜しければ市民アンケートの協力を頂ければ幸いです。(北原)

### あしがき

「楽都・松本」と言われ松本市は

川柳コーナー  
値上りに  
いつまで耐える  
愛煙家  
不可思議な  
独り相撲で  
土俵去る  
飯旨く  
父も娘も  
肥ゆる秋  
新米

### ファインビュー室山

## 安曇野みさと温泉

## ファインビュー室山 20周年記念感謝プラン



忘新年会、親睦会、同期会に・・・

(写真はイメージです)

松本法人会のお客様に特別感謝価格をご用意いたしております。

飲み放題(2時間)込・8名様より ご入浴、消費税、入湯税込  
**6,000円・7,000円・8,000円**

瓶ビール・日本酒・焼酎・各種ソフトドリンク  
プランご利用のお客さま 1泊朝食付 4,650円～

### 感謝プラン期間

**2018年12月1日～2019年4月26日迄**

ご送迎も承っております。お気軽にお問い合わせください。

### 日帰り温泉

大人 530円 小人 310円 小学生未満 無料

4月～11月 10:00～22:00終了 (21:00受付まで)

12月～3月 10:00～21:30終了 (20:30受付まで)

### 宿泊

ツインルーム 11,000円～

展望風呂付特別和室 13,000円～

露天風呂付展望和洋室 14,000円～

価格は全て税別です。

お問合せ ファインビュー室山 ☎0263-77-7711  
〒399-8103 安曇野市三郷小倉 6524-1

注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱いについて  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。  
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所  
一般社団法人松本法人会  
〒390 0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35 8080  
FAX(0263)36 0839  
編集人 百瀬衛貴男  
(毎月1回1日発行)  
(定価 1部50円)  
印刷所 信州印刷株式会社